

平成27年11月24日

商標でビジネスを守る



特許法律事務所 樹樹
弁護士 中村博太郎

自己紹介

略歴

平成17年 3月	名古屋大学情報文化学部 自然情報学科卒業
平成17年 4月	愛知大学法科大学院入学
平成23年12月	弁護士登録
平成25年 1月	特許法律事務所 樹樹 入所

業務内容

一般民事事件
(離婚、相続、交通事故、知的財産権等)
刑事事件
商標・特許出願



特許法律事務所 樹樹
Patent and Law Firm JuJu



〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内YSビル 5F-B
TEL 052-212-8100 / FAX 052-212-8111

商標とは？

商標 = 事業者が、自己の商品・サービスに使用するマーク等
(他人の商品・サービスと区別するためのもの)

Point 1

商標は、、、
実は誰もが、無意識のうちに意識し、
生活に密着しているもの

商標の機能

商標の三大機能

①出所表示機能

②品質保証機能

③広告機能

商標の種類

標準文字

えびせんべいの里

登録4944646号他

善光寺

登録1413859号他

ロゴ等



登録5493891号

立体商標



登録4157614号

地域団体商標

一色産うなぎ

登録5093218号

常滑焼

登録5018657号

音の商標

色彩の商標



株式会社トンボ鉛筆

商標の紛争事例

ゴンチャロフ製菓株式会社 vs 株式会社Moncher

MONCHOUCHOU

モンシュシュ

原告(ゴンチャロフ)商標
登録第1474596号
指定商品 菓子、パン

VS



被告商標
洋菓子の包装、店舗等に使用



2011年7月に変更

若鯨家事件



若鯨家の起源となった店
(Wikipediaより引用)

若鯨家
(登録せず)

元従業員が独立して登録

若鯨家

登録第3139343号

店名変更

本店鯨乃家

Point 2

商標を権利として主張する
ためには登録が必要！

Point 3

「先願主義」

= 原則として先に出願した者が
登録することができる

(≠ 使用主義)

登録できない商標

- × 自己と他人の商品・役務を区別することができないもの
(普通名称、慣用されている商標、商品の産地など)
→インターネットでいくつもヒットするネーミングは要注意
- × 不登録事由に該当するもの
例えば、
 - ・ 他人に既に登録されている商標(類似のものも含む)
(指定商品・指定役務が非類似の場合は登録可能)
 - ・ 公序良俗違反
→ 一般の公序良俗違反よりも広い概念
「××博士」(国家資格と誤認する)
「××大学」(学校教育法で禁止されている)
「坂本龍馬」(歴史上の著名な人物名) など

商標の権利範囲

権利範囲＝商標と指定商品・指定役務の組み合わせで決まる

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印の部分には、商標権の効力は及びません。（特許庁ホームページより引用）

商標の類否判断

称呼 商標の読み方

外観 商標の見た目

観念 商標の意味

リトルワールド

登録1204704号他
株式会社名鉄インプレス
16類 紙製包装用容器 他



登録5125951号
株式会社コスパ
28類 おもちゃ、人形 他

It's a Small World

登録2183950号
ディズニーエンタープライゼズインク
28類 おもちゃ 他

商標権の寿命

存続期間

- ・存続期間は10年間(更新可能)
- ・更新登録は、満了6月前から出願可能
(まとめて何十年分の権利を確保することはできない)

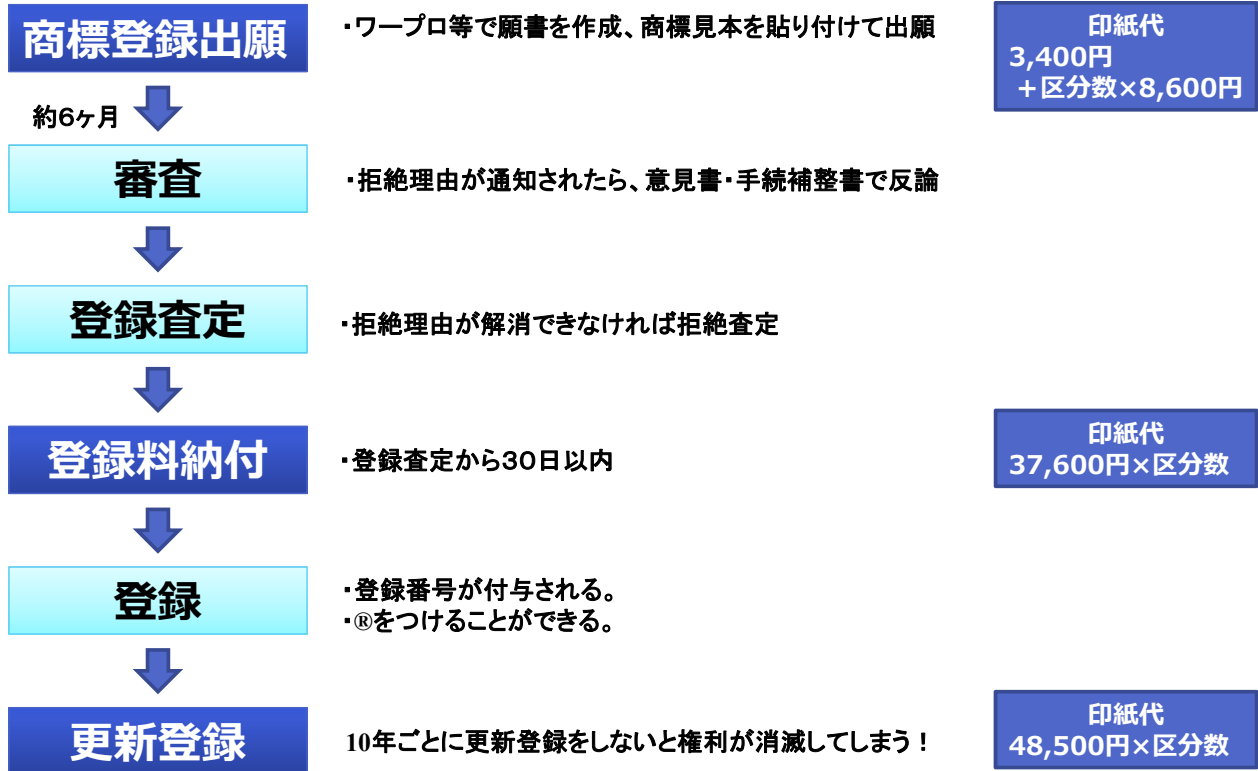
不使用取消

- ・3年間使用していない商標は第三者が
取消審判を請求可能
- ・登録してある商標と同一商標を使用していた事実を立証しなくてはならない

不正使用取消

- ・故意に他人と紛らわしい態様で商標を使用すると第三者が取消審判を請求可能

商標登録の手續・費用



外国での商標登録

日本の商標権は外国には及ばない → 外国でも登録が必要！

方法1：各国に出願

方法

- ・一国ごと個別に手続き
- ・日本出願から6月以内なら優先権主張

メリット

- ・各国ごとに柔軟な対応（指定商品、指定役務の記載など）
- ・各国の権利は、完全に独立

デメリット

- ・個別の手続きなので費用がかかる

方法2：国際出願

(マドリッドプロトコル)

方法

- ・日本特許庁に国際出願手続き
- ・基礎となる日本出願・登録が必要
- ・利用できる国／できない国がある

メリット

- ・一つの手続きで国際登録
- ・国数によっては費用面で有利

デメリット

- ・日本登録が親ガメ／外国登録が子ガメ（セントラルアタック）
- ・各国で異議が出たときは、個別対応

まとめ

- ①実は誰もが、無意識のうちに意識し、生活に密着しているもの
- ②商標を権利として主張するためには登録が必要
- ③原則として先に出願した者が登録することができる